



事務連絡  
平成23年4月19日

各 消費生活協同組合(連合会) 御中

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課消費生活協同組合業務室

### 夏期に向けた徹底した節電対策の実施について

東日本大震災による電力供給力の大幅な減少に伴い、今夏には、東京・東北電力管内において、大幅な電力の供給不足が見込まれており、計画停電を回避するためにも、抜本的な需要抑制対策を講ずることが必要となっています。

この夏期の電力需給対策について、平成23年4月8日の電力需給緊急対策本部（閣僚級）において、政府の方針が示されたところですが、その主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴組合（連合会）及び東京・東北電力管内の貴連合会会員に対し周知徹底を図るとともに、添付した同対策本部資料の「夏期節電対策の具体例」及び「夏期の電力需給対策について」の別紙1「夏期節電の主要な取組例」を参照し、貴組合（連合会）及び東京・東北電力管内の貴連合会会員が節電について最大限の取り組みを行うように適切に指導・助言を行っていただきますよう、御検討・御協力をお願いいたします。

なお、政府における節電のための計画の策定等に係る具体的内容や今後のスケジュールについては、追って通知する予定であることを申し添えます。

※添付した平成23年4月8日の同対策本部の資料は、以下の URL から閲覧することができます。

[http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html)

### 記

夏期の電力需給対策について（概要）

(1) 計画停電の「実施が原則」から「不実施が原則」へ

- ・ 東日本大震災により、東京電力・東北電力管内の供給力が大幅に減少し、計画停電導入のやむなきに至り、国民生活や産業活動に大きな影響を与えたところ。

- ・ 今般、国民各層の節電努力により、今春の需給バランスが改善したことから、計画停電の「実施が原則」の状態から「不実施が原則」の状態へ移行する。

(2) 夏場に向けた取組み — 需要家が必要な生産活動等を確保できるよう、より計画的に対応しやすい仕組みへ

- ・ しかしながら、夏には需給ギャップが大きく拡大する見込み。これに対し、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力を積み増すとともに、抜本的な需要の抑制に取り組む必要がある。
- ・ その際、予めピーク時間帯の使用最大電力（kW）の抑制幅を示し、需要家が操業時間のシフトや休業日程の長期化・分散化などに計画的に取り組むことにより、消費者や、企業の生産・操業に極力支障の出ないような仕組みが必要。

(3) 需給対策パッケージのイメージ

- ・ このため、ピーク時間帯（例えば、7月～9月の10～21時）に、最大使用時の電力（kW）を、大口需要家（契約電力500kW以上）には25%程度、小口需要家（契約電力500kW未満）には20%程度、家庭・個人には15～20%程度の引き下げを目安として設定し、これを達成できるような方策を検討する（4月末の取りまとめに際しては、最終的な目標数値を決定する。）。
- ・ 大口・小口の需要家については、具体的な取組みについて計画を策定し実施することとし、特に大口需要家については、その実効性・公平性を担保するため、電気事業法第27条（電気の使用量の上限を定め、これを超えた事業者に対して罰金を科すもの）を活用する。
- ・ 東京電力・東北電力管内の節電を国民運動として進める必要。特に、従来取組に加え、例年より夏休みの日数を増やしたり、休みが重ならないようにするなど、社会全体で取り組むことで効果が大きくなるような取組も重要。
- ・ 国民各層の創意工夫を結集し、4月末を目処に政府としての政策パッケージを取りまとめる。

(4) 万一のときのための対策

- ・ 計画停電は万一のときのセーフティネットとし、万一の発動時にも貴重な人命が損なわれることのないよう、①医療機関、在宅の人工呼吸器使用者等の電力の確保、②熱中症対策等に最大限取り組む。